

発行：栃木市

嘉右衛門町地区

伝建かわら版

14号

～ 栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区（嘉右衛門町伝建地区）～

歴史資産を活かすことで、魅力が増し、きれいで安全・安心に、住み続けることができるまちを造る

『嘉右衛門町伝建地区防災計画』を策定中です。

栃木市では、歴史的な町並みを後世に継承していくため、今年度『嘉右衛門町伝建地区防災計画』を策定します。

計画策定に先立ちまして、昨年度、防災計画策定に係る基礎調査を行いました。その調査より、嘉右衛門町伝建地区の現状と課題が見えてきました。現状と課題の主なものは以下のとおりです。

- ① 地下式消火栓が比較的多く設置されており、巴波川には自然水利として十分な水量がある。しかし、巴波川以外に停電、水道管破損時でも確実に利用できる水源が無い。
- ② 消防署が近いため、火災の発見が早ければ、出火から5分程度で放水が可能となっている。
- ③ 消火器や住宅用火災警報器の設置状況は低く、漏電の恐れのある古い電気配線を使用し続けている可能性のある家屋が多い。
- ④ 当地区周辺に現存する歴史的建物は、現代の住宅に比べて重たいため、それだけ建物を支える柱や耐力壁が必要。
- ⑤ 当地区では、大規模浸水になることは少ないが、適切な対応行動の啓発と情報共有できるしくみが必要。

上記の課題等を解消するための防災対策を検討中です。今後、「嘉右衛門町でんけん交流会」等を開催してまいりますので、皆様のご意見をお聞かせください。

「あつまれ！くらづくり応援隊」が開催されました。

平成29年9月18日（月）に、楡井家土蔵にて、「あつまれ！くらづくり応援隊」が開催されました。とちぎ蔵の街職人塾と小山高専横内研究室＋ワークショップ愛好会が開催したもので、栃木第三小学校の児童12名とその保護者の参加がありました。

みんなで、壊れてしまった蔵の修理（どろ団子を作って、それを壁に塗り込む作業）を行いました。とても良い体験をしたと好評でした。



（蔵の修理の様子）

楡井家土蔵は、平成30年度に修理が完了し、嘉右衛門町伝建地区と共に、後世に引き継がれてまいります。

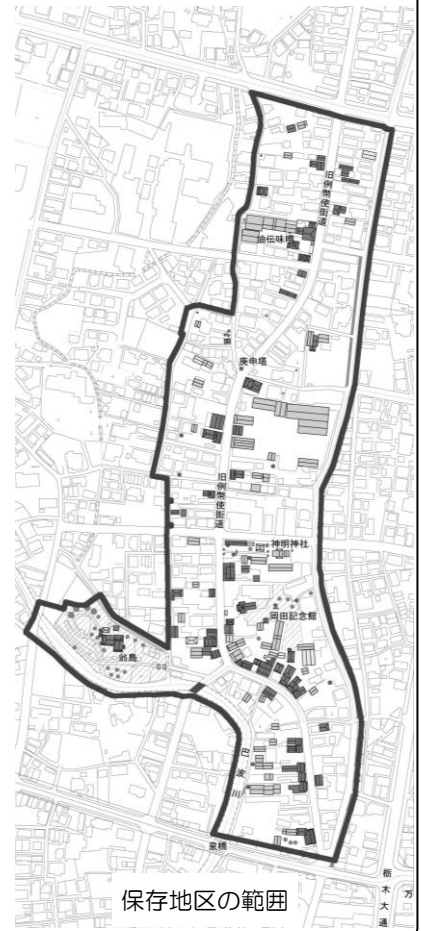
伝建地区内での建築行為等については、許可が必要です!!

伝建地区内（右図の範囲内）のすべての建築物・工作物等の現状を変更するときなどは、あらかじめ、市役所に申請して許可を受けることが必要になります。

事前相談・協議は、期間を要するため、計画の際はお早めにご相談ください。

■許可を受けなければならない行為は、次のとおりです。

- 建築物・工作物等の新築、増築、改築、移転又は除却
- 建築物・工作物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更するもの
- 宅地の造成などの土地の形質の変更
- 木材の伐採など
- ◇ 伝統的建造物の除却は原則として認められません。
- ◇ 外観を変更しない内部のみの改装の場合は許可不要です。
- ◇ 外観の軽微な変更であっても原則許可を受ける必要がありますので、その程度にかかわらずご相談ください。
- ◇ 町並みにあった基準を満たす行為について、外観に係る工事費の一部を補助する助成制度があります。

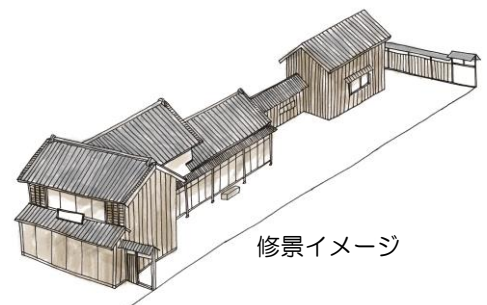


通りから見える建造物等を新築・増改築する場合

➤ 修景基準に合わせた修景を行っていただきます。

修景基準：歴史的風致と調和一周囲の伝統的建造物に準じた建造物に制限

- 建物の位置：町並みとの一体性と連続性（通り沿いに建設）
外壁位置を周囲と合わせる
- 建物の高さ：10m以下、2階建て以下
- 建物の形態：2方向以上の勾配屋根
切妻平入り造、1階に庇設置
- 建物の意匠：壁面＝漆喰塗りや板張り
屋根＝黒色又は銀鼠色の棧瓦葺
- 建物の色調：歴史的風致と調和した落ち着いた色調
- 建築設備等：修景建物と調和する材料等による目隠し等で外観上目立たなくする



修景イメージ

➤ 修景基準にあった修景を行う場合、補助金適用となります。（率70%以内、上限600万円）

【発行・問合せ】 栃木市 総合政策部 蔵の街課 重伝建係

TEL：0282-21-2571

FAX：0282-21-2674

〒328-8686 栃木市万町9-25

E-mail: denken@city.tochigi.lg.jp